

久喜市議会

令和4年2月定例会

議員提出追加議案

(令和4年2月16日上程)

議 案 目 録

意見第 1 号	核兵器禁止条約の第 1 回締約国会議にオブザーバー参加することを求める意見書	1
意見第 2 号	国会議員の文書通信交通滞在費の抜本的な制度改正を求める意見書	3

意見第1号

核兵器禁止条約の第1回締約国会議にオブザーバー参加することを求める
意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2022年2月16日

提出者 久喜市議会議員
川 辺 美 信
賛成者 久喜市議会議員
猪 股 和 雄
田 村 栄 子
杉 野 修

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

核兵器禁止条約の第1回締約国会議にオブザーバー参加することを求める
意見書

被爆者をはじめとした、核兵器廃絶に向けた声が世界中で広がっています。2020年10月24日、核兵器禁止条約（TPNW）に批准した国・地域が50を超え、2021年1月22日に条約が発効しました。これにより「核兵器の開発、実験、製造、保有、威嚇、使用」などあらゆる活動の禁止が目指され、非人道的兵器・絶対悪と定める国際規範が成立しました。世界は核兵器廃絶という希望へ大きく前進しつつあります。

発効によって世界の動きに変化がもたらされています。ドイツの新しい政権は、2022年3月にウィーンで開催される、核兵器禁止条約の第1回締約国会議にオブザーバー参加する方針を先進7カ国（G7）で初めて表明しました。核軍縮の進展に向け「主導的な役割を果たし」「核兵器なき世界、核兵器なきドイツが実現すること」と明記しています。

米欧の軍事同盟・北大西洋条約機構（NATO）の加盟国では、ノルウェーに次いで2カ国目、米国の核兵器が配備されているドイツの政策転換は、核廃絶への新たな動きをつくる突破口として世界に大きな希望を与えています。

こうした世界情勢のなかで、日本に与えられた役割はますます大きくなっています。「核兵器を持たず・作らず・持ち込ませず」の非核3原則を国是とする「唯一の戦争被

爆国」である日本は、核兵器保有国と非保有国の間に立って、核兵器廃絶への対話をつくりだすべき立場にあります。

平和首長会議国内加盟都市会議の正副会長である広島、長崎両市長は日本政府に対しオブザーバー参加を要請していますし、岸田首相は10月の所信表明で「被爆地出身の総理大臣として私が目指すのは『核兵器のない世界』です」と、核軍縮を「ライフワーク」とすることを表明されました。

被爆者は、日本が核兵器禁止条約に加われば世界にさらに大きな影響を与え、核保有国をも動かす力になると訴えています。被爆者の声に耳を傾け、核なき世界を現実のものとするために、世界が期待する被爆国としての日本の役割を果たすためにも、日本政府は署名・批准への準備として、核兵器禁止条約の第1回締約国会議にオブザーバー参加することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
外務大臣
内閣官房長官

意見第2号

国会議員の文書通信交通滞在費の抜本的な制度改革を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2022年2月16日

提出者 久喜市議会議員
猪股和雄
賛成者 久喜市議会議員
石田利春
田村栄子
川辺美信

久喜市議会議長 春山千明 様

国会議員の文書通信交通滞在費の抜本的な制度改革を求める意見書

国会議員一人当たり月額100万円が支給される文書通信交通滞在費（以下「文通費」という。）の在り方が、大きな政治的問題となっている。

文通費は、国会法第38条の規定に基づき、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第9条第1項において、「各議院の議長、副議長及び議員は、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため、文書通信交通滞在費として月額100万円を受ける」と規定されている。

現在、文通費の用途については公開の義務はないが、一部公表されているところによると、政党支部などの政治団体や議員後援会への寄付、研究会への寄付、人件費、携帯電話代、NHK受信料、議員連盟会費などに支出されていることが明らかになっている。これらのすべてが「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため」という文通費の目的と法の趣旨に合致しているのか、はなはだ疑問である。特に政治団体やみずからの後援会などへの寄付については目的外の違法支出だとする指摘もある。また月1日の在職でも一律に100万円が支給されていることや、1993年に追加された「滞在費」が、東京在住者にも一律に支給されることについても批判がある。

地方議会において文通費と同様の性格を持つ政務活動費は、多くの議会で厳格な使途基準を定めた上で、実費支給、領収書の添付と使途の公開、余剰金の返納の規定など

高い透明性を確保して、住民の信頼を得ている。国会議員の文通費についても、これと同様の運用が求められる。

よって、国会は国民の信頼に応えるべく、下記の事項をとりいれた抜本的な制度改正に早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 年度ごとに使途報告書の提出と領収書等の添付を義務付け、報告書を公開すること。
- 2 文通費の目的に合致した使途基準を明確化すること。
- 3 目的外支出の禁止と、実費精算によって年度末に剰余金が発生した場合の国庫返納規定を整備すること。
- 4 在職日数に応じて、日割り支給とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長 　あて